

最近内務省に於ける路政關係行政處分例



Y

K

生

◎土地收用公告

左ノ事業ハ土地收用法ニ依リ、土地ヲ收用スルコトヲ得ルモノト
認定ス

起業者

事業ノ種類

起業地

年月日

岐阜縣岐阜市 下水道築造 佐、本莊清地内 十六、九、十三

延期するものなり。

◎軌道法に依る申請に對する處分

北海道廳

根室拓殖軌道
舊
島戸舞
石間工事
着工期限延長許可

札幌市營 軌道工事方法變更認可

札幌市申請に係る停公線 (自札幌市二條四丁目一至
條西三丁目九至札幌間) 及び桑園線 (自札幌市北五條西五丁目
市南四條西三丁目五至八丁目) (自札幌市南四條西四丁目五
至札幌市北五條西五丁目)

(間) 軌道工事方法變更に關しては本區間は該市營軌道中一般人車の交通頻繁なる主要幹線街路にして軌道は床並に軌道内路面は損傷甚だしきにつき軌道構造の改善並に軌道面を鋪装し以て軌道負擔力の強大及都市軌道として外觀整備を計らむとするものにして軌條重量四五吋特高(HT型)豫定の處今事變の爲資材入手困難なるため在來通り軌條三〇吋を使用軌道敷内鋪裝は鐵筋混凝土版の硬質鋪裝を施行するものとす、尙鋪裝延長自南二條西四丁目一、至南四條西四丁目五間の道路及自南四條西三丁目九、至南四條西三丁目五間は本市都市計畫に於て將來街路幅員擴張の場合軌道中心を都市計畫決定街路中心に一致せしむるものにして本工事は在來既成道路中心のまゝ施行するものにして、本工事方法變更は適當なる措置と認めらるゝを以て十月六日付監第三六・四六號を以内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

宮城縣

栗原軌道 軌道擔當證書記載事項及元利支拂豫算變更認可

栗原軌道株式會社申請に係る昭和三年四月十四日軌道抵當權設定の認可を受け、日本興業銀行より資金借入の處、今般借入金の期限並利率を變更するものなるが其の要旨は左記の通りとす。即ち(一)元金拾萬圓の辨済期限は其の終期を昭和二十一年二月二十五日とし、昭和十六年八月、昭和十七年二月及同年八月の各二十五日に金三千五百圓以上、以後毎年二月、八月の各二十五日に金

萬圓以上分割辨済し最終期限に残額全部を完済するものとす。
一、利率は自昭和十六年二月二十六日至同年八月十七日は年六分、昭和十六年八月十八日以降は年五分六厘とし毎年二月二十五日及八月二十五日の兩度に前六ヶ月分を支拂ふものとす。但六ヶ月に満たざる場合は日割計算とす。

十五日及八月二十五日の兩度に前六ヶ月分を支拂ふものとす。但六ヶ月に満たざる場合は日割計算とす。

福島縣

福島電氣鐵道 橋梁工事方法變更認可

福島電氣鐵道株式會社申請に係る標記の件に關し今般飯坂兩線上松川橋附近に於て第五號國道改良工事に於て避溢橋(福島起點三糸八三九米九〇糧の地點)新設せし處之と併行してヒューム管徑三〇糧を埋設しあるを輸去し徑間三米七〇糧三徑間の單桁鐵筋コンクリート避溢橋を新設せむとするものなるが(所定動荷重はK.S.12)所定材料鐵鋼及セメントは總て手持品を充當、工事期間は認可の日より十日以内に着手五十日、工事費は二千圓(營業収益より支拂)、橋臺橋脚上に於ける桁尾には相當の伸縮間隙を設けるを要するを以て右通牒事項を附し十月三日付監第三、四九〇號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

日本硫黃 有蓋貨車(壹輛)增備認可

日本硫黃株式會社申請に係る標記の件に就ては該社現有設備の

東京市警

明神前間軌道工事方法變更認可及明神前停

有蓋貨車は四輪車荷重三噸二輪にして從來手小荷物及宅扱、小口

東京市申請に係る該市既設軌道中標記區間は今般枕木更換工事

留場特別設計許可

貨物の混載に充當し居りたる處近年旅客の増加に伴ふ手荷物の増

施行を機會に軌道中心間隔を擴大し併せて道路の中央に整理し以

加と揮發油消費規正の強化に因る貨物自動車の運行減退の爲か宅

事故の防止並運轉能率の増進を計らむとするものなるが其の工

扱、小口扱貨物の激増を來し殊に省線貨物列車に接續の車輛に在

て事故の防止並運轉能率の増進を計らむとするものなるが其の工

りては連絡貨物多きため無蓋貨車を代用する度數多く輸送上荷物

即ち現在軌道中心間隔二米四三九にして軌道建設規程第十條の

汚損且つ雨滲等を憂慮せらるゝに付今般四輪有蓋貨車（自重二

規定に依る四〇〇耗の車輛間隔を保持し難く、従つて之に基く事

施）一輛増備（工事豫算第二、一六〇圓營業収益金より支辨）せむと

故發生の虞あるに依り今般枕木更換工事施行を機會に之を當局所

するものなるが適切なる計畫と認めらるゝを以て十月九日付監第

定の標準間隔（二米八九六）に擴大し併せて軌道を道路の中央に

整理するものなり。

東京市申請に係る該市軌道事業に於ては支那勃發以來逐年乗客

而して其の構造は現在の通にして周圍丁軌條表面敷石砂据とし標

の増嵩を來し所要電力は異状なる膨脹を示し既設電設設備並電線

識設備は廣告面附本構造のものを其の儘移設するものとす。特殊

路設備を擧げて運轉を爲すも尙不足を生ずる實狀があり、若し之

が設備に故障を生ぜんか忽ち減車の止むなきに立致る現狀にして

設計歸線の不絶縁部分より二米以内に軌道に並行存在する既設金

屬製地中管路に對しては枕木周圍の「バラメト」に「アスファルト」

ト」を注入し不導體の離隔物を作り以て兩者間の電流通化距離を

にあるを以て之が對策の一として新たに早稻田變電所を設置（工事費八八、三六二圓六〇）せむとするものなるが別段支障なきを以て九月廿五日付監第三、五八八號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

迄の距離を二米以上に保たしむるものとす。

工事方法は大體以上の通りなるも安全地帯周囲丁軌條を廢し石

月廿五日監第三、三三一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可あり
たり。

材或は「コンクリートブロック」にて施行せしむる様通牒する事

とし、九月廿六日付監第三五八六號を以て内務、鐵道兩大臣より
松住町間軌道工事方法變更の件認可し、明神前停留場勾配(12.8
1000)明神前

に對する特別設計の件許可ありたり。

東京市營 青山四丁目・同一丁目間軌道工事方法變更

認可並特別設計許可

東京市申請に係る青山四丁目、同一丁目間地下鐵工事跡の地盤
安全に伴ひ、軌道の本復舊工事を施行せむとするものにして地下
鐵工事施行前に於ける軌道の構造(基礎並枕木周圍共全部混凝土
包裝)を變更せむとするものなり、尙青山四丁目停留場は道路勾配
の關係上特別設計として許可するものなり。軌道の構造内容及特
別設計に就いては松住町間に於ける構造及特別設計と同一にして
別段支障なきを以て十月一日監第三、六三五號を以て内務、鐵道兩
大臣より青山四丁目、同一丁目間軌道工事方法變更の件認可し特
別設計(勾配2.27000)の件許可ありたり。

王子電氣軌道 王子停留場設計變更認可

王子電氣軌道株式會社申請に係る王子停留場は最近乗降客の激
増に伴ひ乗降場の狭隘を來し操車上不便不暢に付涉線及分歧點位
置を變更し乗降場を増設せむとするの件は格別支障無きを以て九

京濱電氣鐵道株式會社申請に係る大森海岸停留場(品川起點四
糸七七二米)は附近一帶の發展に伴ひ乗降客激増し混雜甚しきを
以て停留場の工事方法變更せむとするものなるが要旨大要左記の
通りなり。即ち

一、建造物(乘降場、驛舎)擴築及用地境界の變更
二、踏切道の改良及踏切遮斷機の改造(工事費豫算五、九〇〇圓

以上の通りにして格別支障なきを以て十月六日付監第三、六三〇
號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

(借入金支辨)

神奈川縣

横濱市營 電氣信號裝置變更認可及軌道運轉信號保安

規程例外取扱許可

横濱市申請に係る曩に昭和六年十二月二十六日附監第三、四一
六號を以て認可の青木通(舊稱神奈川)分歧點及阪東橋交叉點に
於ける信號設置場所に神奈川縣保安課に於て交通信號機を設備せ
るため在來の信號方法を變更せんとするが右は矢印信號裝置を含
み軌道運轉信號保安規程第二十八條に抵觸し例外取扱の許可を要
するも本申請を以て右許可事項をも包含せるものと見做し、九

月十七日監第三、三六四號を以て内務、鐵道兩大臣より電氣信號裝置變更の件認可し、軌道運轉信號保安規程例外取扱の件許可ありたり。

横濱市營 電氣信號機設置認可及軌道運轉信號保安規

程例外取扱許可

横濱市申請に係る今般當市神奈川區高島町一丁目一番地先電車交叉點に電磁式轉轍器並に電氣信號裝置を設置せむとするものなるも本裝置は本交叉點に於ける交通整理の爲神奈川縣保保安課にて設備せる自動交通整理機に電車に對する矢印信號を併置したるものなり、即ち本工事は曩に記せる青木通の其れと同様にして矢印に對する例外取扱の申請を包含せるものと見做し、九月十七日付監第三、三六三號を以て内務、鐵道兩大臣より電氣信號杞設置の件認可し、軌道運轉信號保安規程例外取扱の件許可ありたり。

京都市營 軌道保安設備新設認可並軌道運轉信號保安

規程例外取扱許可

京都市申請に係る今般當市九條大路大宮軌道分歧點に常置信號機を設置せむとす、尙本信號機は交通信號機に矢印燈を附加すると同時に電空轉轍器を設置し信號と轉轍とを關聯せしめ軌道常置信號機として使用せむとするものにして別段支障無きを以て九月三十日付監第三、六五五號を以て内務、鐵道兩大臣より軌道保安設

備新設の件認可し、軌道運轉信號保安規程例外取扱の件許可ありたり。

京都市營 電氣工事方法變更認可

京都市申請に係る客年二月十三日監執第七八號を以て爲されたる軌道監査の際の通牒事項一二項に依り電車線の軌條面上高の既認可五米五〇を五米二〇に變更せむんとするの件は九月廿日監第三、六五四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

内務、鐵道兩省通牒

今般京都市營軌道線實地監査の結果左記事項は相當措置を要するものと被認候當事者に御示達の上整理實施せしめられ度。

二一、電車線の軌條面上高は特殊箇所を除き既認可五米五〇なるも現狀よりすれば五米二〇が至當と認めらるゝを以て之が變更手續をなすこと

尙交叉點に於ける電車線の軌條面上高にして五米未滿の箇所は速かに之を五米二〇迄昂上すること

大阪府

關西急行鐵道 小坂間軌道工事方法變更認可

關西急行鐵道株式會社申請に係る該社所屬の大型車輛（櫻井線系統用幅員二米七四）は復線軌道中心間隔等の關係上奈良線に乗入し難く僅かに上本町より小坂に至る間のみ運轉可能なるに過ぎず然るに近時各線共乗客激増し奈良本線に於て特に著しく屢々小

型車輛（奈良本線系統用幅員二米五九）の不足を來たし輸送の圓滑を缺きて乗客に多大の迷惑を及ぼす事あり依つて之が緩和の方策として大型車輛乗入可能な區間を乗客の最も輻輳する瓢箪山迄延長し隨時大型を流用し得る事とせむとす、小阪瓢箪山間の中心間隔を擴大すると共に橋梁の負擔力を増大せむとす又瓢箪山停留場聯動裝置變更に關しては、軌道中心間隔擴大に依る線路移設に伴ひ信號扱所の建換を要するを以て此の際聯動裝置の一部を變更するものなるが工費豫算に於て一七五、〇〇〇圓を要し且自己資金を充當するものなるを以て臨時資金調整法施行令第六條の三第二項に依り大藏商工兩省に協議せし處別段支障なきを以て十月九日監第三、六三二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

めらるゝを以て九月廿五日付監第三、四七三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

阪神急行電鐵 寶塚線工事方法變更認可

阪神急行電鐵株式會社申請に係る寶塚線神崎川橋梁に浪速瓦斯株式會社瓦斯管添加の爲橋梁一部工事方法變更せむとするものなが其の工事方法書左の通りなり、

即ち橋梁上に添加すべき瓦斯管は内徑二〇〇糸及一五〇糸の「マンネスマント」銅管にして一端に熔接型受口を有し表面麻布「ビツチ」巻接合は總て「アセチレン」瓦斯熔接とし橋臺裏地中埋設管に接續せしめ橋梁上に並列に架渡するものにして二管の緊継には緊継金具を各橋脚間四、米五間隔に二ヶ所宛使用し各橋脚及兩橋臺上には木製及混凝土製受臺を設け管管的支持をなす、而して架管位置は上下兩軌道の中央とし、鐵管は橋桁下面より垂下せず且つ橋桁上面より露出せざる程度に架渡するものとす、尙橋梁前後と共に之に適合する様軌道を移設すること、し昭和十四年一月廿六日付監第七〇號を以て工事方法變更の認可を受けたるも右道路映畫劇場新築に伴ふ交通の輻輳を調整する爲道路を一部改裝すると共に之に適合する様軌道を移設すること、し昭和十四年一月廿六日付監第七〇號を以て工事方法變更の認可を受けたるも右道路改裝工事と工事用材料の調達困難なる爲一部計畫を變更するの已むなき事態に立到りたるを以て軌道も之に適合する様變更すべく目下工事方法變更認可申請中なり、從つて右軌道移設工事は未だ實施の運に至らざるを以て假設物使用期限を引續き昭和十七年四月三十日迄延期せむとするものにして事情已むを得ざるものと認

阪神急行電鐵 寶塚線工事方法變更認可

大阪市申請に係る朝日橋停留場特別設計許可

大阪市申請に係る朝日橋停留場に安全地帶を設置するに伴ひ現

位置は道路横断に支障ある爲約十九米西方に位置變更を爲さむとするものなるも變更位置は軌道勾配千分の一にして軌道建設規程に抵觸するを以て 同規程第三十五條の二項により特別設計となし九月廿五日監第三、五八七號を以て内務、鐵道兩大臣より許可ありたり。

大阪市營 九條高津線工事方法變更認可

大阪市申請に係る九條高津線中湊町驛前住吉橋間の曲線部に布設せる溝型軌條は現在磨耗甚しく更換の時期に到達したるも時節柄同型軌條の調達困難なるを以て之が對策として古品溝型軌條を加工して本線軌條に取付け之が代用をなきむとするものにして已むを得ざる措置と認め九月廿五日付監第三、四七五號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

兵庫縣

山陽電氣鐵道 須磨寺一ノ谷間軌道工事方法變更認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る該社軌道線須磨寺境川間併用軌道部分は曩に鋪裝工事施行の申請を爲し客年七月十七日附兵13

一、軌條縫手箇所は壹號「コンクリート」鋪裝にありては又貳號「コンクリート」鋪裝にありては配合一、三、六「コンクリート」道床を施行するものとす

以上の通りにして工法支障なきを以て、殘區間の工事に對しても至急施行すべき極通牒を附し十月三日付監第三、五六二號を以ては昭和十二年五月十四日附監第一、七八八號を以て認可の須磨寺境川間軌道移設工事は資材調達難の折柄其の竣工は相當遲延を免れざるものと思料せらるゝを以て左記工事方法を以てとりあへ

山陽電氣鐵道 一ノ谷間工事方法變更認可

山陽電氣鐵道株式會社申請に係る該社軌道線須磨寺境川間併用

ず本申請區間の軌道鋪裝施行せむとするものなり、工法左記に記載す、

一、壹號「コンクリート」鋪裝工は現在路面を軌條面より四二纏の深さ迄掘鑿し枕木更換及道床砂利入替並に搗固等軌道整備の上軌條面より一二纏の深さになる様土混り砂利を以て盛立大蛸にて充分搗固めを爲し配合一、三、六「コンクリート」を堅練と

なし打込み横斷搗固器を以て搗固め更に縱斷搗固器を以て搗固めたる後木蔓を以て第四號設計の通り鋪裝するものとす

一、貳號「コンクリート」鋪裝工は壹號「コンクリート」鋪裝工に準じ施行するものとす

一、「コンクリート」鋪裝伸縮接手は壹號鋪裝箇所は六・一米、貳號鋪裝箇所に於ては五・〇米間隔毎に厚さ一二粁の杉板を挿入し施行するものとす

一、軌條縫手箇所は壹號「コンクリート」鋪裝にありては又貳號「コンクリート」鋪裝にありては配合一、三、六「コンクリート」道床を施行するものとす

以上の通りにして工法支障なきを以て、殘區間の工事に對しても至急施行すべき極通牒を附し十月三日付監第三、五六二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

軌道部分は既に鋪装工事施行認可申請し昭和十四年七月十日付兵
L3 土第六六四一號五を以て軌道補修上容易なる簡易鋪装に變更の
旨示達し各種試験鋪装を實施研究の處、該社に於ては昭和十二年

五月十四日付監第一七九八を以て認可の須磨寺境川間軌道移設工
事は既に着工の諸準備せしも尙資材調達難の折柄其の竣工は相當
遅延を免れざる様思料せらるゝに付今般境川間の軌道鋪装工事
を施行せむとす、而して右工事方法は須磨寺谷間の工事方法とほゞ
同様なるを以て別段支障無きと認めらるゝを以て九月廿五日監第
三、五六三號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

神戸市營 假設物使用期限延期認可

神戸市申請に係る神戸市軌道第三期三號線（板宿線）終點の假

軌道乗降場の使用期間は本年四月七日迄の處工事豫算等の都合に
依り更に向ふ一ヶ年（昭和十七年四月七日迄）延期せむとするも
のにして已むを得ざるものと認めらるゝを以て九月廿五日付監第
三四七四號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

山口縣

山陽電氣軌道 電氣工事方法變更認可

山陽電氣軌道株式會社申請に係る該社電車線の軌條面上の高さ
は五・五米にて認可を受け居りしも近時電話線其他の横斷箇所甚
しく増加し五・五米に保持すること困難に付全線に亘り五・二米に
保持せむとするものにして別段支障なきを以て十月四日監第三、

六二一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。
福岡縣

福博電車 軌道工事方法變更認可

福博電車株式會社申請に係る該社城南線と九州鐵道株式會社と
の平面交叉箇所に於ける十字轍又磨損の爲既設三七五十字轍又を
三七五軌條製に更換するものにして、昭和二年二月四日監第一九
一號認可事項中の契約に基き九州鐵道株式會社に於て工事施行し
尙使用鋼材の手配するものなり、尙工事費六千三百圓は營業費と
して該社負擔とするものにして支障なく認めらるゝを以て九月廿
九日監第三、四九二號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

福博電車 有蓋電動貨車設計認可

福博電車株式會社申請に係る今般有蓋電動貨車一輛新造せむと
するものなるが、右は昭和五年汽車株式會社東支店に於て製作
し北海道餘市臨港軌道株式會社に買却豫定の處、會社は創業中止
の爲其の儘汽車製造株式會社に於て保有中のものを購入臨港線運
轉に使用せむとするものにして別段支障なきを以て十月九日監第
三、六二二號にて内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

九州電氣軌道 變電所工事方法變更認可

九州電氣株式會社申請に係る到津及神山變電所新設工事に關し
ては既に昭和十五年四月十七日付監第七九五號を以て手動制御方
式により認可を受けし處、近時發電所に於ける遠方制御方式の進

歩著しきものあり其の信頼度に於て手動制御方式に比し何等遜色無之を以て現下北九州軍需工場地帶として人的資源極度に逼迫せる折柄到津及神山變電所に被制御装置を又隣接せる八幡及皇后崎變電所に制御装置を新設の上夫々遠方制御をなし手動制御方式と併用之が運轉の完璧を期せむとするものにして適宜の措置と認むるを以て十月九日監第三、六三一號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

(ロ) 客室扉を乗降口に變更(客室面積を増加し體裁佳良となる又乗務員の勤務に便なり風雨砂塵に曝さるゝ事なし)

(ハ) 有段床も平床に變更(乗客及び乗務員に便なり)

以上の通りにして改良も又適當と認むるを以て九月十八日監第三四七六號を以て内務、鐵道兩大臣より認可ありたり。

熊本縣

熊本市營 電動客車設計變更認可

熊本市申請に係る該市營軌道所有車輛中四輪電車五輛は昭和三年大阪市電氣局より中古車を譲受けたるものにして明治四十三年頃の製作にかゝり三十餘年間の使用により老朽甚しく特に電機部分の損傷著しく使用に堪へざるを以て電機品一式を取替ふるべく昨年十月二日付監第二、五一九號を以て認可を受け自下機器註文中に於て近く入荷工事着手の見込なり、前記の如く電機品凡て一新さるゝ時は臺車は尙相當使用し得る見込なるも車體は木製にして腐朽甚しきを以て以て大修理を施行するを要す、因つて車體大修理に際し材料及工費の大なる相異なき程度にて時代に適應せる左の改良を施さむとするものなり、即ち

(イ) 屋根複蓋を單蓋とし横羽目板凹凸型なりしを直立垂に變更(列車抵抗を減じ從つて電力節力となり且體裁佳良となる)

